

【投票に進む前の確認事項その1】

●提案編集時の記載必須項目

「議論」が終了した提案は「投票」段階に進む前に、議論の内容を踏まえ、投稿した提案内容を、最低限下記の必須事項を含めた内容に編集（清書）して頂く必要があります。

【提案に記載しなければならない項目】

・希望提案提出先

※提出希望関係機関名ならびに担当者役職名をわかる範囲で記載ください。

・提案件名（題名）

・提案の趣旨（提案理由）

・具体的提案内容

※題（件）名・趣旨（理由）・具体的提案事項は、誰が読んでも理解できるよう、箇条書きにするなど簡潔明瞭に記載してください。

※提案内容が複数に分類される場合は、内容ごとに別の請願・陳情としてください。

【提案書（陳情書・請願書） 見本】

規定の賛同数を得ることができた提案事項は、最終的に国民の広場運営事務局が、上記の提案投稿者が記載した内容に加え、「提出年月日」「代表者住所・代表者名（国民の広場運営事務局）」「賛同者数ならびに賛同者の署名」を記載し、下記の様な提案（陳情・請願）書を希望提出先に提出致します。

提案書（陳情書・請願書） 見本
提出年月日：平成 年 月 日
〇〇 〇〇 殿
（代表者住所）〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 （代表者名） 〇〇 〇〇 印 外 〇〇 名 紹介議員 署名または記名押印
〇〇〇〇について
提案（陳情・請願）の趣旨・理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
具体的提案（陳情・請願）事項 1. 〇〇〇〇〇 2. 〇〇〇〇〇 3. 〇〇〇〇〇

【記載事項に関するご説明】

- ・ 太字部分は提案投稿者様が作成した項目をそのまま記載いたします。
- ・ 日付の欄は国民の広場が関係機関に提出する日付となります。
- ・ 代表者住所・代表者名の箇所は「国民の広場運営事務局」となります。
- ・ 提案書には最終的に「賛同」ボタンをクリックした人数を記載します。（代表者を除く）
- ・ 提案書提出時には、賛同者署名簿として「賛同」ボタンをクリックされたユーザーの皆様
のサイトご登録時の個人情報を添付させていただきます。
- ・ 提案書が「請願」となった場合は、その趣旨に賛同する紹介議員の署名又は記名・押印
が併記されます。

【投票に進む前の確認事項その2】

● 「投票」移行前の確認事項

・「議論」が終了した提案は「投票」段階に進む前に、議論の内容を踏まえ、投稿した提案内容を上記、記載必須事項（確認事項その1）を含めた内容に編集（清書）して頂く必要があります。

・「投票」開始後1か月以内に規定の賛同票（「200件以上の投票」かつ「投票者のうち過半数を超える賛同数」）を得られなかった提案は、不採用（廃案）となり投票終了となります。（投票段階に移った提案は、国民の広場事務局が1か月の間で定期的に全ユーザーに向け投票の呼びかけをメルマガを通じて行います。）

・「投票」開始後1か月以内に規定数を超える賛同票を得ることができた提案は、いつでも「投票」を終了させ提案書を提出することができます。もちろん投票開始後1か月がたった後も投票を継続させることができます。（いつ、どれだけの賛同票を得た時点で投票を終了させるかは投稿者次第です。）

・「投票」を途中で終了したい場合に必要な投票総数は50、必要な日数は7日間となります。

・「投票」で提案が規定の賛同数を得ることができた段階では、提案内容は提案者個人の意見ではなく、「議論」に参加した人たちと「賛同」したユーザー皆様の意見という捉え方になります。従いまして、規定賛同数獲得後は提案者の都合で安易に提案項目を削除されませぬようお願い致します。

【提案書（陳情・請願）提出における署名の取り扱いについて】

国民の広場では、「提案への賛成票投票」は「提案書への署名」として取り扱われます。提案が規定の賛同数を得ることができ要望書として提出される際は、国民の広場登録時の個人情報として「署名」として使用し、提案書と共に国や関係機関へ提出させていただきます。（提案書の効力を高めるためにも正確な情報をご登録頂きますようお願い致します。なお、個人情報は要望書署名以外の用途には使用することはありません。）

※国民の広場のプライバシーポリシーに関しては下記 URL をご確認ください。

http://www.kokumin-hiroba.jp/?m=pc&a=page_o_sns_privacy